



国・県の肥料価格高騰対策のご案内



— JA上伊那が申請の取りまとめを行います! —

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む**販売農業者**の皆様の**肥料費を支援**する国・県の「肥料価格高騰対策」が実施されます。

JA上伊那では「JA上伊那の資材部門」と「管内コメリ店」で購入された肥料分の申請について取りまとめを行います。他社で購入された肥料分の申請については、まずは購入販売店にご相談ください。

支援を申請できる方 農産物を出荷・販売している販売農家

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入(予約)した肥料(令和4年秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料)が対象です。

※支援の対象となる肥料は「肥料の品質の確保等に関する法律」に定められた肥料

生産業者保証票、販売業者保証票などにより、同法で定める肥料であることが確認できる肥料

支援の内容

化学肥料の低減を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を国が、**1~3割**を県が支援金として交付します。県の支援割合は**化学肥料の削減割合**に応じて変わります。

支援金 =	化学肥料 2割削減に取り組む農業者	合計 8割支援
	信州の環境にやさしい農産物認証認定農業者	合計 9割支援
	有機農業実践者(有機JAS認証又は環境直払)	合計 10割支援

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率 (1.4)} \times \text{使用量低減率 (0.9)}} \right) \right] \times \left(0.8 \text{ or } 0.9 \text{ or } 1.0 \right)$$

※この事業の対象期間、対象肥料と重なる要件で、「市町村などから肥料費に対する補助金」が交付されている場合には、**国・県の支援金は、市町村などの補助金を差し引いた金額**となります。この確認は取組実施者が行うこととされているため、JA上伊那は関係市町村にこの情報の開示を要請します。

※「JA上伊那の生産資材価格高騰対策」の交付を受けている方については、上記の計算式の「当年の肥料費」よりJA支援金の「肥料部分の一部」を差し引いてから国・県の支援金を計算します。

※支援金交付の申請額が予算額を上回った場合、支援金は予算の範囲内での支払いとなります。

申請に必要なもの

【申請者が必ず提出するもの】

- ① 化学肥料低減計画書(業務方法書 様式第1-3号)
- ② 肥料価格高騰対策事業申請に係るチェックリスト
- ③ 肥料価格高騰対策事業申請に係る同意書

【該当者のみ提出するもの】

- ④ コメリ店で肥料を購入された方は、ご利用明細書等を提出してください。
※詳細については、コメリ店窓口にご相談ください。
- ⑤ JA上伊那の生産部会員、JA上伊那管内の集落営農組織の構成員以外は確定申告決算書等(農産物の販売を証明できる書類)を提出してください。
- ⑥ 信州の環境にやさしい農産物認証認定農業者は認定証を提出してください。
- ⑦ 有機農業実践者は「有機JAS認証の認定証」又は「環境保全型農業直接支払交付金のうち有機農業への取組が確認できる書類」を提出してください。
※JA上伊那の資材店や予約購買により購入したものは、注文書、領収書、請求書の提出は不要です。(JAでこれらに代わる書類を作成しますが、JAのシステム上個人判別ができる範囲とさせていただきます。)

申請書類の提出先

令和5年6月9日(金)までに最寄りのJA上伊那各支所組合員組織課又は営農センターに提出をお願いします。

事務費について

申請者には郵送料、印刷費などの最低限の実費を事務費として徴収させていただく予定です。事務費は支援金交付の際に差引とさせていただきます。

支援金を受けた後の義務

支援金を受けた後も減化学肥料栽培に取り組んでいただくことが条件となっています。令和5年12月、令和6年3月、令和6年12月の3回、実績報告書を提出していただきます。また、必要に応じて現地確認に応じていただくこともあります。

化学肥料低減計画書の書き方 (どの取組を選ぶかは別紙の参考資料を参照ください)

(業務方法書 様式第1-3号)

作付概要

作物名	作付面積 (a)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

作物名には「米」、「りんご」、「アスパラ」、「アルストロメリア」など作物名を記入してください。作付面積の多い順に記入し、上位2作物以外は「その他」に合算で記入してください。(「計」が自分の全作付面積となるように記入してください。)

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。過半を占める作物がある場合には、その作物で2つの取組が必要です。過半を占める作物がない場合には上位作物2つで各1つの取組が必要です。

- ・2つ以上に○が付けばOKです。(タとチは1つでもOKです。)
- ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。タとチは不要。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニュー(1つ以上)が必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来してください。(タまたはチを選択する場合は不要)

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
タ 信州の環境にやさしい農産物認証		
チ 有機農業(有機JAS認証または、環境保全型農業直接支払交付金の内有機農業に限る)		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

チェックと署名を忘れずに。

(注) 当年の肥料費は、令和4年6月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。